

## 第18号議案

### 権利の放棄について

次のとおり市が有する権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年2月17日提出

芦屋市長 高島 城輔

記

#### 1 放棄する権利

芦屋市消防団条例第4条の2第2項第1号の規定により在団資格を失った消防団員に対し、市が支払を行った報酬に係る不当利得返還請求権

2 債権額 金5,608,054円（利子763,873円を含む。）

3 債務者 6名

#### 4 放棄する理由

報酬を返還する義務がある者らの本市への消防団の活動状況を勘案し、返還請求を行うのは相当でないと判断したため、不当利得返還請求権の放棄を行うもの。

## 第18号議案説明資料

在団資格を失った消防団員に対する不当利得返還請求権の放棄について

### 1 令和8年3月2日現在の債権の状況

#### (1) 債権の件数と額

| 件 数 | 金 額 (円)         |
|-----|-----------------|
| 6   | 総合計 5, 608, 054 |

#### (2) 債権の内訳

(単位 : 円)

| 対象番号 | 対象期間                                    | 費用弁償/<br>出動報酬<br>(A) | 年額報酬<br>(B) | 利子<br>(C) | (A) + (B) +<br>(C)<br>合計額 |
|------|---|----------------------|-------------|-----------|---------------------------|
| 1    | 2017/H29年度(11月1日～)<br>～<br>2024/R6年度末   | 1, 361, 000          | 593, 333    | 360, 212  | 2, 314, 545               |
| 2    | 2022/R4年度(4月1日～)<br>～<br>2024/R6年度末     | 279, 100             | 109, 500    | 25, 414   | 414, 014                  |
| 3    | 2021/R3年度(3月1日～)<br>～<br>2024/R6年度末     | 379, 700             | 112, 500    | 32, 978   | 525, 178                  |
| 4    | 2017/H29年度(7月1日～)<br>～<br>2024/R6年度末    | 885, 400             | 417, 415    | 259, 670  | 1, 562, 485               |
| 5    | 2024/R6年度(7月10日～)<br>～<br>2024/R6年度末    | 17, 600              | 24, 333     | 1, 202    | 43, 135                   |
| 6    | 2019/H31・R1年度(5月1日<br>～)～<br>2024/R6年度末 | 449, 800             | 214, 500    | 84, 397   | 748, 697                  |
| 計    |   | 3, 372, 600          | 1, 471, 581 | 763, 873  | 5, 608, 054               |

## 【これまでの経緯】

令和6年12月17日：総務部総務室法務コンプライアンス課に通報がある。

通報内容：市外に転出した消防団員3名が退団せず活動を続けていること等

令和7年 1月20日：消防団員に関する通報は、芦屋市内部公益通報の処理に関する規則の適用外となるため、芦屋市消防団に関する調査委員会要綱を制定し、芦屋市消防団に関する調査委員会を設置。

令和7年 2月28日：芦屋市消防団に関する調査委員会（第1回）

令和7年 4月 8日：芦屋市消防団に関する調査委員会（第2回）

令和7年 7月 3日：芦屋市消防団に関する調査委員会（第3回）

令和7年 8月22日：芦屋市消防団に関する調査委員会（第4回）

令和7年10月27日：在団資格全体調査を実施

令和7年11月11日：芦屋市消防団に関する調査委員会（第5回）

令和7年11月21日：在団資格全体調査完了

ア 芦屋市消防団に関する調査委員会（以下「委員会」という。）における調査の結果、通報対象の3名の団員は、市外に転出し団員資格がないことが明らかになった。この点について、委員会から提言があった。

芦屋市消防団条例（昭和28年芦屋市条例第36号。以下「条例」という。）第4条の2第2項第1号によれば、「団員は」「市内に住所を有しなくなったとき、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務しなくなつたとき」「は、その職を失う」とされており、在住・在勤でなくなった時点で当然失職（退団）となるような規定になっている。

そのため、転出後に各自が受領した「年額報酬及び活動報酬」も、団員でなくなった者に対して誤って支払われた不当利得金と、条例の規定上からは評価せざるをえず、当然に返還を求めざるを得ない。

## イ 在団資格全体調査の結果

調査対象の3名以外に、団員資格がない（本市に在住でもなく在勤でもない）団員がいないか調査した結果、新たに5名の団員に資格がないことが判明した。

#### ウ 議案提出の経緯

該当期間において形式的に消防団員たる資格を有していなかった事実は認められるものの、実質的には消防団員として活動していた事実が認められるのであって、また、芦屋市消防団条例の規定により市外転出等と同時に失職することを周知できていなかったという事情もあることから、在団資格を失った8名のうち、勤務実績のない2名を除いた6名に対しては、報酬の返還を求めるることは相当ではないと判断し、本議案提出に至った。

また、市としては、上記形式的な取扱いは、消防団への参加意識の希薄化といった消防活動に対する社会的情勢の変化に鑑み、妥当性を欠くと考えており、即応体制が取れる範囲であれば、本市の消防団員として継続して活動できるよう、芦屋市消防団条例の改正の議案を提出する。